

平成29年12月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 消費者問題 その2
美容医療契約のクーリングオフ
- 破産間際の債権回収（否認と相殺）
について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 45

消費者問題 その2

美容医療契約のクーリングオフ

1 美容医療とエステ

国民生活センターのホームページによると、美容医療サービスに関する相談件数は昨年度で2077件、毎年2000件を超える相談が寄せられているとのこと。医療行為自体に問題があるだけでなく、販売方法や広告に問題があるという相談も半数くらいを占めるようです。一口で美容医療といっても、二重まぶたの手術や鼻の美容整形、レーザーを用いた皮膚美容、脂肪吸引、植毛など様々な医療行為があります。これと混同しやすいのがエステティックサービス（以下「エステ」といいます）ですが、マッサージ、痩身、顔や体のトリートメントなどがあります。美容医療はあくまでも医療行為として医師法に基づく行為であるのに対し、エステは医療行為にあたらぬ行為で、医師法の規制が及ばない行為として区別することができます。脱毛については人体への危険を伴うということで医療行為に該当するとされています。

2 特定商取引法によるエステへの規制

美容医療もエステも長期契約を強引に迫られ契約締結してしまうなど問題がありました。特に若年者の場合、契約を迫られると断り切れずに長期契約をしてしまうなど、契約方法に問題があっても泣き寝入りしてしまうことが多かったようです。

エステについては、既に特定商取引法によって、クーリングオフが認められています。エステは法律上は特定継続的役務提供に該当します。契約金額が5万円を超え、かつサービス提供期間が1カ月を超える場合に規制の対象になります。事業者は、契約の締結前には、契約の概要を記載した書面を渡さなければなりませんし、契約締結の際にはクーリングオフを記載した契約書面を渡さなければなりません。クーリングオフは、クーリングオフを記載した書面を受け取った日から8日以内であれば、書面で契約解

除できるというものです。クーリングオフが記載されていないければいつまでもクーリングオフができることとなります。また、事実と違うことを告げられたり、威迫（脅されるのと同じような意味です）されて誤認・困惑した場合は8日間をすぎてもクーリングオフは可能です。

3 美容医療契約への適用

特定商取引法の政令が改正され、美容医療契約も特定商取引法の対象となり（特定継続的役務提供になります）、クーリングオフが適用となりました。施行は今年の12月1日からです。

対象の具体的内容は、エステと同様に、契約金額が5万円を超え、提供期間が1カ月を超えるものになります。治療が短期間で終了する美容医療についてはクーリングオフの対象から外れるのでご注意ください。

事業者は、クーリングオフだけでなく、契約時に施術内容、料金、期間などを明記し、クーリングオフの対象となることを記載した書面を患者へ渡す必要があります。また、うそや強引な勧誘、誇大広告も禁じられることになり、違反した場合には行政処分の対象となります。

4 その他のトラブルへの対処について

特定商取引法は、例えて言えば美容医療契約の入口の問題と言えるかもしれません。実際の施術が考えていた内容と異なっていたり、被害を受けた場合などは、治療契約として適切な説明を受けた上での同意（インフォームドコンセント）を得ていたか、施術が適切かなど治療契約の債務が履行されたかどうかという点から賠償請求など法的な措置を検討する必要があります。美容医療の場合、救命などの緊急性がある場合はあまり考えられないでしょうから、患者側も美容医療者側が適切に説明をしているか、直ちに即断せずに慎重に検討する必要があるといえます。契約の内容についてお悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年12月22日(金)、12月26日(火)、平成30年1月10日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

破産間際の債権回収(否認と相殺)について

1 弁済と否認について

今回は、債権回収の時期と債務者の破産との関係で起きる問題について述べます。

債務者が支払停止に至った場合、以前は取付騒ぎになり会社の在庫、什器備品などが債権者によって持ち出されたり、金融業者が会社を占拠したりということがありました。債務者の承諾のないまま持ち出せば窃盗罪という刑法犯罪になりますので、債権者にとってどのようにして債務者の承諾を取るかなどぎりぎりのせめぎ合いとなりました。しかし、最近は荒っぽい実力行使的な取り立ては少なくなった印象です。

このような実力行使ではなくとも、債権回収の時期によって、その後、回収金の返還を求められたりしますので、注意を要することがあります。

破産法では、破産手続直前の債権者の抜け駆けの行為に対して、「否認」といって破産管財人が返還を求めることができる場合を規定しています。

債務者が支払不能になったり、破産手続開始の申立ての後に、それらの事実(支払停止の事実も含みます)を知ったうえで弁済を受けた場合には否認の対象となります。この場合には受領しても破産管財人から請求されたら返還しなければなりません。支払不能後でなくても、弁済期に至る前に、自分が弁済を受ければ他の債権者が返済を受けられないことを知っていた場合には、支払不能の前30日以内に受領した場合も否認の対象となります。破産法では受領した債権者は支払不能などの事実を知っていたと推定されるので、債権者側で知らなかったと立証できないと、返還義務を免れることはできません。

この弁済を受ける行為について、例えば判決を持っていて、判決による差押えとして回収する場合にも否認の対象となります。ですから、上記の回収の時期と支払不能や破産手続開始の申立との関係は同様になります。

以上は弁済を受けた場合を掲げましたが、たとえば抵当権の設定なども上記の場合に該当する場合には否認されることとなります(この場合は登記が抹消されることとなります)。

支払停止の後の登記(例えば抵当権設定登記)の場合には、抵当権設定契約の日から15日以内であれば否認の対象にはなりません。また、既に仮登記などがされていてただ本登記するだけの場合にも否認の対象とはなりません。

2 支払停止について

実務的に一番問題になるのがいかなる場合に支払停止といえるかです(破産手続開始前1年内の支払停止については支払不能と推定されます)。古い判例ですが、『支払の停止』とは債務者が資力欠乏のため債務の支払いをすることができないと考えてその旨を明

示的または黙示的に外部に表示する行為」とされています。外部に表示することが必要なのでただ破産を計画していただけでは足りませんが、代理人の弁護士から債権者へ債務整理などの通知がされることは通常支払停止にあたると考えられています。ですから、そのあとで回収を図る行為は、後日、破産管財人から否認権行使され返還を求められる可能性が強いといえます。

3 弁済以外の否認について

以上は、債権者が債権を回収する場合の否認権の対象に当たる場合を念頭に記載しましたが、その他の行為の場合には、否認権対象の範囲は広がります。支払停止がなくとも、他の債権者を害することを知って債務者とグルになって財産の売却を装って隠すなどの行為をした場合には、対価を得ている否認の対象となることがあるのです。弁済以外の否認についてはまた改めて紹介します。

4 相殺制限について

否認の対象にならないように債権回収をするためには債権者としてはどうすべきでしょうか。取引債権額が多額に及ぶ場合には予め抵当権ないしは根抵当権のような担保権を設定して保全する方法か、あるいは債務者に対してこちらも取引上の負債を負い、お互いに債権を持ち合い、いざという場合には相殺するというやり方があります。基本的には破産手続開始後や支払停止後に相殺目的で債務を負う場合などは相殺できないと考えてください。例外的に支払停止や破産手続開始を知らなかった場合には救済される場合もありますがあくまでも例外的です。もっとも法律で定められた原因、支払不能、支払停止や破産手続開始申立を知った時より前に生じた原因、及び破産手続開始の申立があった時より1年以上前に生じた原因に基づく場合は許されます。

なお、相殺に対する制限は、相殺のための債務を取得する場合だけでなく、相殺目的で債権を取得する場合にも同様に働きます。

債務者に対して債務を有する第三者も含めて三者間で予め相殺の合意をしておく場合(三角相殺)、手続開始後の相殺は許されるかが問題になることがあります。平成28年7月8日の最高裁判例は、民事再生事件ですが、子会社を含めた関連会社が債権を有する場合に相殺できる旨の相殺条項を契約で定めていた事例で、再生手続開始後の相殺が許されるかが問題となりました(国際取引では定められることが珍しくありません)。この判決では否定されました。三者間の相殺合意については破産の場合も同様に考えられる可能性がありますので、二者間であれば破産手続開始後の相殺は可能ですが、三者間の合意に基づく相殺は手続開始後は難しいと考えておいた方がよさそうです。

債権回収でお悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

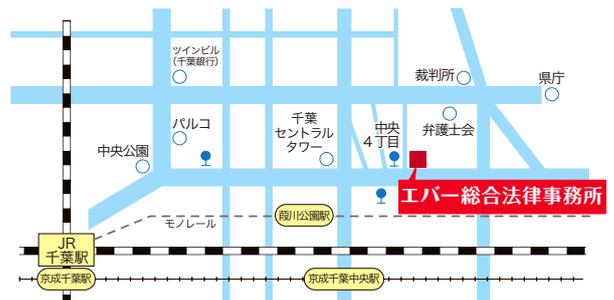
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。